



社会福祉法人が進める「地域における公益的な取組」

～“ほっとかへん”を合言葉にした地域づくり～

改正社会福祉法が平成29年度から本格施行される。改正法では、社会福祉法人の責務として「地域における公益的な取組」を実施することが明文化された。

社会福祉法人は、社会福祉事業を実施するための公益法人として従来からさまざまな公益的な事業に取り組んできたが、地域のつながりの希薄化、制度の狭間の課題など、従来の枠を超えた生活・福祉課題が顕在化している。

本特集では、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」を改めて確認するとともに、兵庫県内の推進方策や具体的な活動展開の方向性についてお伝えする。



社会福祉法人への期待 「地域における公益的な取組」

社会福祉法人制度が始まって60年以上が経過し、平成29年4月からは改正社会福祉法に基づいてさまざまな改革が進められる。その一環で全ての社会福祉法人に「地域における公益的な取組」が責務として定められた。

地域社会では、少子高齢化の進行、地域のつながりの希薄化、制度の狭間の課題、生活困窮や子どもの貧困など、既存の制度や住民の支え合いだけでは対応できない課題に直面している。

これらの地域課題の解決に向けて、社会福祉法人には、地域の社会資源の一つとして、施設や設備、配置された専門職などを生かした取り組みが期待されている。

なお、国は、具体的な取組例ではなく次の3つの要件のみを示しており、地域ニーズに応じた各法人の主体的な取り組みが期待されている。

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
- ② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること
- ③ 無料又は低額な料金で提供される福祉サービスであること

取り組む上での着眼点

「地域における公益的な取組」は、高齢者施設だから対象は高齢者のみなどと限定されず、子どもや障害者、生活困窮者といった、まさに地域の生活福祉課題やニーズに応じた幅広い分野での実施が期待される。各法人が具体的に実践していく上でのポイントは次の5点が考えられる。

- ① 地域性への対応(真にニーズに沿った事業展開を図る)
- ② 新たなニーズ(多様化・複雑化)への対応
- ③ 制度によるサービスだけでは対応できない課題への対応
- ④ 行政施策や住民活動をつなぎ、ネットワークをつくる
- ⑤ 地域づくり・地域再生への貢献

具体的な取り組みとして、単身高齢者に対する見守り支援や、引きこもりの人々に対する生活支援なども想定されるが、法人単独での実施はハードルが高いのも事実だ。

取り組みの実施方法

「地域における公益的な取組」は、法人単独で行うだけでなく、複数の法人で協力して実施することもできる。具体的な実施方法として大きく次の4点に整理される。

- ① 法人単独で行う
- ② 複数の法人が資金を拠出したり、一体的な組織を設置して行う
- ③ 法人を中心に民生委員や住民組織等が市区町単位で協働する
- ④ 法人が他のNPO等を支援しながら連携する など

これらの取り組みは、各地域の実情や地元社協との連携、地域のネットワークにより、さまざまな実施形態で展開される。

■図1 ほっとかへんネット

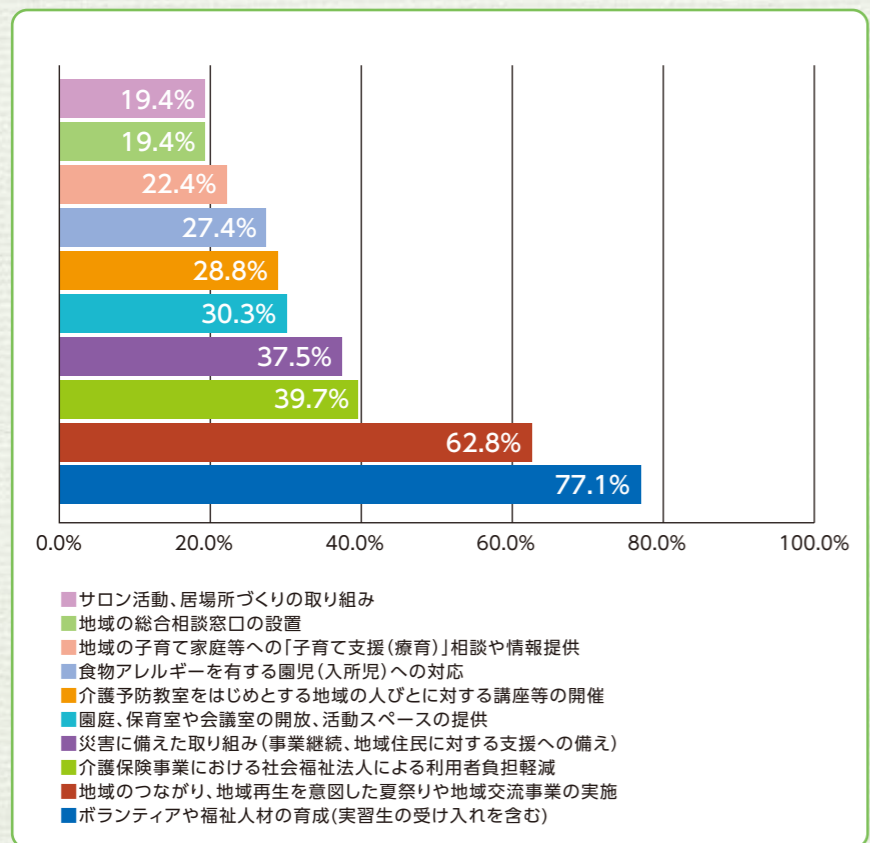


「社会福祉法人連絡協議会」(ほっとかへんネット)の広がり

県内では、日本の縮図と呼ばれる地理的特性を踏まえた柔軟な活動を展開するべく、市区町村協との協働を前提として、市区町域ごとの「社会福祉法人連絡協議会」の立ち上げが進んでいる(図1)。

■表1 社会福祉法人の取り組み事例

(全社協・社会福祉施設協議会連絡会「社会福祉法人・福祉施設の実践に関する状況調査」(平成25年度)より)



社会福祉法人同士が種別を越えたネットワークをつくることで、多種多様な地域ニーズに対応でき、総合相談など単独の法人では実現が難しい取り組みも可能となる。

「二一」把握にあたっては、公的機関(行政、児童相談所、地域包括支援センター)等や社協が既に把握している二一を基に、社会福祉法人として何ができるかを検討することもできる。また、取り組んだことをPRすることも重要で、課題を「見える化」することで住民や行政等への課題提起にもつながる。

社会福祉法人が連携して取り組むことは、地域住民に対して、社会福祉法人の存在と意義をPRする絶好の機会にもなる。



多様な取り組みに
チャレンジする

表1は、全社協が調査した取り組み事例だが、取り組みを限定的に考えるのではなく、地域住民が社会福祉法人の取り組みに「いいね！」を押し、公益的な取り組みと考えればよいのではないかと。

何より、既存の取り組みであつても、法人自らで「地域における公益的な取組」として位置付けていくことが出発点といえる。

表2では、5つの区分に整理しているが、具体的な取り組みが各地域で進めば、住民一人一人の福祉向上だけでなく、地域づくりや地域再生にもつながっていく。

いずれにしても、社会福祉法人の本業である社会福祉事業を生かした取り組みでなければ、活動・事業は続かない。

その上で、社会福祉事業を受け皿としたり、その延長上の活動を目指す中で、「いいね！」を意識したらよいのではないだろうか。

社会福祉法人は、改めて「公益性」

持ち、支え合いながら、自分らしく生活できるよう、社会福祉法人やNPO法人などの地域の資源と協働しながら、その仕組みを地域で構築するものである。

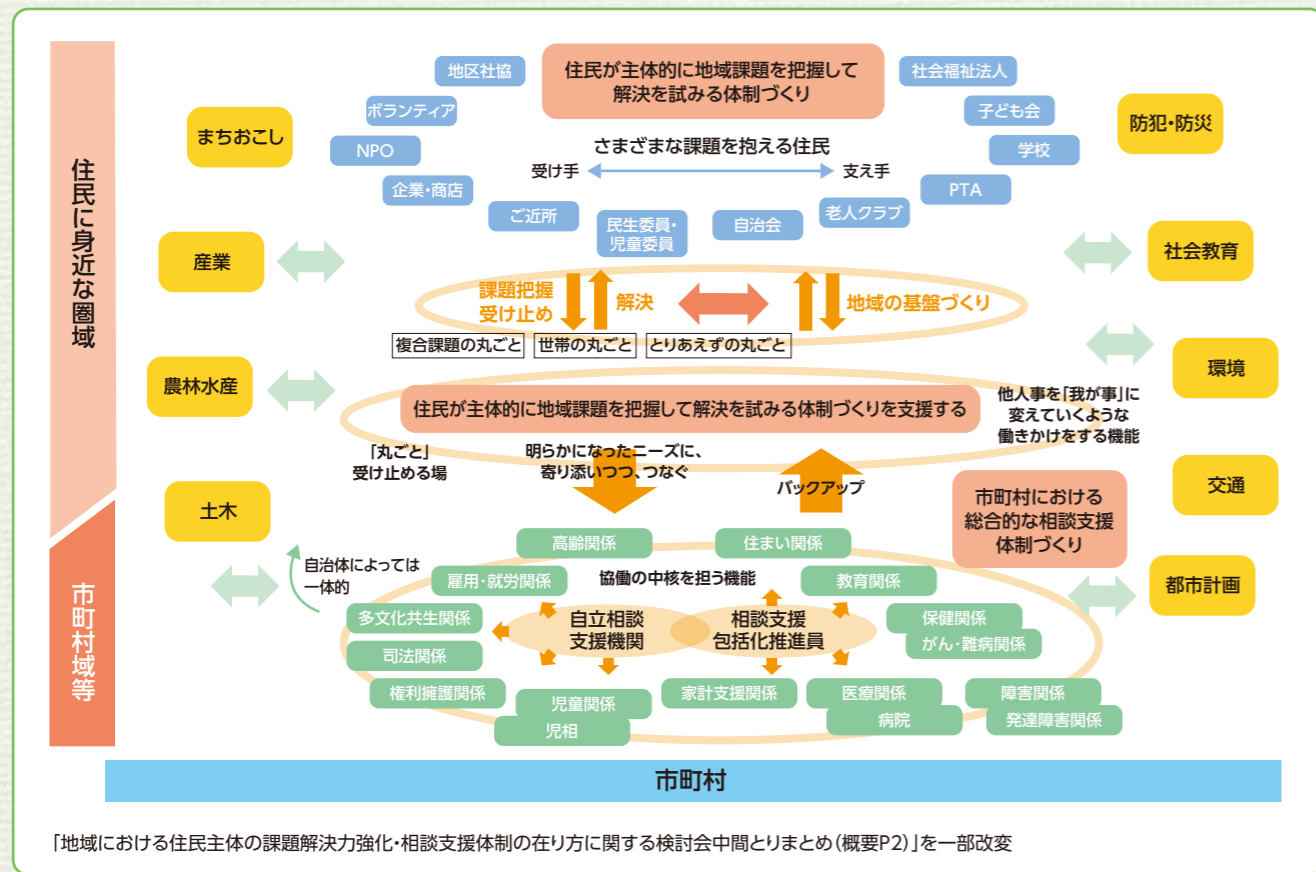
具体的には、育児・介護・障害・貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制づくりの全国展開を目指している(図2)。

改正社会福祉法で全ての社会福祉法人の責務となった「地域における公益的な取組」に関して、国は次の定款記載例を示している。

〔経営の原則等〕第三条第2項
「この法人は、地域社会に貢献する取組として、(地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等)を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする」

この定款記載例は、社会福祉法人が果たすべき「公益性」を条文として追加記載したものであり、全ての法人が「致回結して対応していくことが求められる。

■図2 地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



■表2 「地域における公益的な取組」の整理イメージ

全社協・社会福祉施設協議会連絡会「社会福祉法人・福祉施設の実践に関する状況調査」(平成25年度)を参考に作成

区分	具体的な取組内容(例示)
①自己財源による社会福祉事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 無料低額診療事業、無料低額宿泊所 生計困難者生活相談、就労訓練事業(いわゆる中間的就労) 社会福祉法人軽減、利用者負担軽減
②本業の社会福祉事業を受け皿とした公益的な活動	<ul style="list-style-type: none"> 生産・販売活動等への地域の高齢者、障害者の受け入れ 就労支援事業所での利用契約者以外の者の受け入れ 生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業の実施 生活保護受給者や法定雇用率を超えた障害者雇用
③本業の社会福祉事業の延長上の活動	<ul style="list-style-type: none"> 在宅の難病患者の支援(家族支援)、放課後児童クラブ、里親支援 地域の子育て家庭等への「子育て支援(養育)」相談や情報提供 退所児童に対する継続的な支援(家族支援を含む) 介護予防教室をはじめとする地域の人びとに対する講座等の開催
④地域福祉の向上に向けた活動	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア、福祉人材の育成(実習生の受け入れ、介護等体験等) 移動サービス等、高齢者や障害者の移動支援の取り組み 地域の子どもたち等への学習支援の取り組み、子ども110番 地域の総合相談、介護相談窓口の開設、認知症サポーターの養成 買い物やごみ捨ての支援等、生活支援サービスの取り組み
⑤専門人材や施設・設備を生かした取り組みほか	<ul style="list-style-type: none"> 災害に備えた取り組み(災害時要援護者支援、福祉避難所協定等) 各種審議会等委員への就任 義援金、環境美化 地域のつながり、地域再生を意図した夏祭りや地域交流事業の実施

法人の「公益性」を生かすために

社会福祉法人は、社会福祉法に列挙された社会福祉事業を中心に担うだけでなく、既存の制度の枠外のサービスにも柔軟に先駆的に対応することを本旨としている。

国の「ニッポン・億総活躍プラン」では、「地域共生社会」の実現が掲げられ、検討会の中間とりまとめが12月26日に公表された。

この中間とりまとめを踏まえ、厚生労働省では、介護保険法や社会福祉法の改正を行い、「我が事・丸ごと」の地域づくりの推進や地域福祉計画のガイドラインの見直し等を行うこととしている。

「地域共生社会」とは、子ども・高齢者・障害者など全ての人が地域で暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会だ。

「ほっとかへん！」を合言葉に

本会では、平成24年度から「ストップ・ザ・無縁社会」全県キャンペーンを展開中だが、これは、無縁社会と呼ばれる社会状況を問い直し、支え合い社会の実現を目指すものだ。

無縁社会に對峙する取り組みは、地域の課題やニーズを把握する仕組みづくりから始まる。

県内で進めている「社会福祉法人連絡協議会」づくりは、社会福祉法人発の市区町村での課題解決の仕組みづくりで、将来的には「地域福祉計画」等ともリンクしていくことが重要だ。

取り組み事例の多くは、大なり小なり既に社会福祉法人やNPO等で取り組まれている事例である。

社会福祉法人は、公益性という使命を果たすべく「地域の安心拠点」として、ほっとかへんを合言葉に、地域で実践し、その成果をどんどん発信していただきたい。

という使命を果たすこと、そしてその姿を見せていくことが求められている。